

## 船舶事故調査報告書

平成29年11月15日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年7月2日 06時20分ごろ
発生場所	広島県呉市呉港 小麗女島灯台から真方位053°650m付近 (概位 北緯34°14.6′ 東経132°31.5′)
事故の概要	プレジャーボート 俊栄丸は、南南東進中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年7月7日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 俊栄丸、5トン未満（長さ6.80m）
船舶番号、船舶所有者等	270-42364広島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底外板に擦過傷、プロペラ翼に欠損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風速 約1.2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約200cm（呉）
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、家族2人を乗せ、約10ノットの対地速力で、手動操舵により南南東進中、鵜ノ糞と称する浅瀬（水深約1.4m付近）に乗り揚げた。 船長は、本事故時、GPSプロッターを見ていなかった。 船長は、本事故発生場所付近を航行するのが初めてであったが、海図及びGPSプロッターによる水路調査を行っておらず、鵜ノ糞の存在を知らなかった。 本船の喫水は、船首約0.4m、船尾約1.4mであった。
分析	本船は、呉港を南南東進中、船長が、鵜ノ糞の存在を知らなかったことから、鵜ノ糞に向かう態勢で航行していることに気付かず、鵜ノ糞に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、呉港を南南東進中、船長が、鵜ノ糞の存在を知らなかったため、鵜ノ糞に向かう態勢で航行していることに気付かず、鵜ノ糞に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・事前に海図等によって航行海域の水路調査を行うこと。